

第 58 号

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第1条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業」に、「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める。

第3条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業（以下「下水道事業」と総称する。）」に改める。

第4条中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、「財務規定等」の次に「（次項において「財務規定等」という。）」を加え、「令和2年4月1日から」を削り、同条に次の1項を加える。

2 財務規定等の適用を開始する日（以下この項において「適用開始日」という。）は、次のとおりとする。

下水道事業	適用開始日
公共下水道事業	令和6年4月1日
流域下水道事業	令和2年4月1日

第5条第1項中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公共下水道事業の施設として設置する公共下水道の名称及び処理区域の存する市町村は、次のとおりとする。

名称	処理区域の存する市町村
熊本セミコン公共下水道	合志市 菊陽町

第6条から第8条までの規定並びに第9条第1項及び第2項第3号中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第10条の見出し中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改め、同条中「第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道」を「第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準及び同法第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域

下水道」に改める。

第14条中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

第15条中「第25条の30第1項において準用する同法第21条第2項」を「第21条第2項（同法第25条の30第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

第16条中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改める。

第17条から第19条までの規定中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める部分に限る。）、第5条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第10条（見出しを含む。）の改正規定及び第14条から第19条までの改正規定は、同日又は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画を定めた日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく公共下水道を設置し、公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく財務規定等を適用するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。